

新学習指導要領の改訂のポイントと学習評価 (高等学校 専門教科「農業」)

文部科学省初等中等教育局
参事官(高等学校担当)付 産業教育振興室
教科調査官 鈴木 憲治

- 1 高等学校学習指導要領教科「農業」の改訂のポイント
- 2 学習評価の改善の基本的な考え方
- 3 学習評価の進め方

1 高等学校学習指導要領教科「農業」の改訂のポイント

学習指導要領改訂の考え方

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く
知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「**社会に開かれた教育課程**」の実現

各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」
の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を
構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

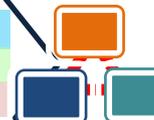
どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「**アクティブ・
ラーニング**」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

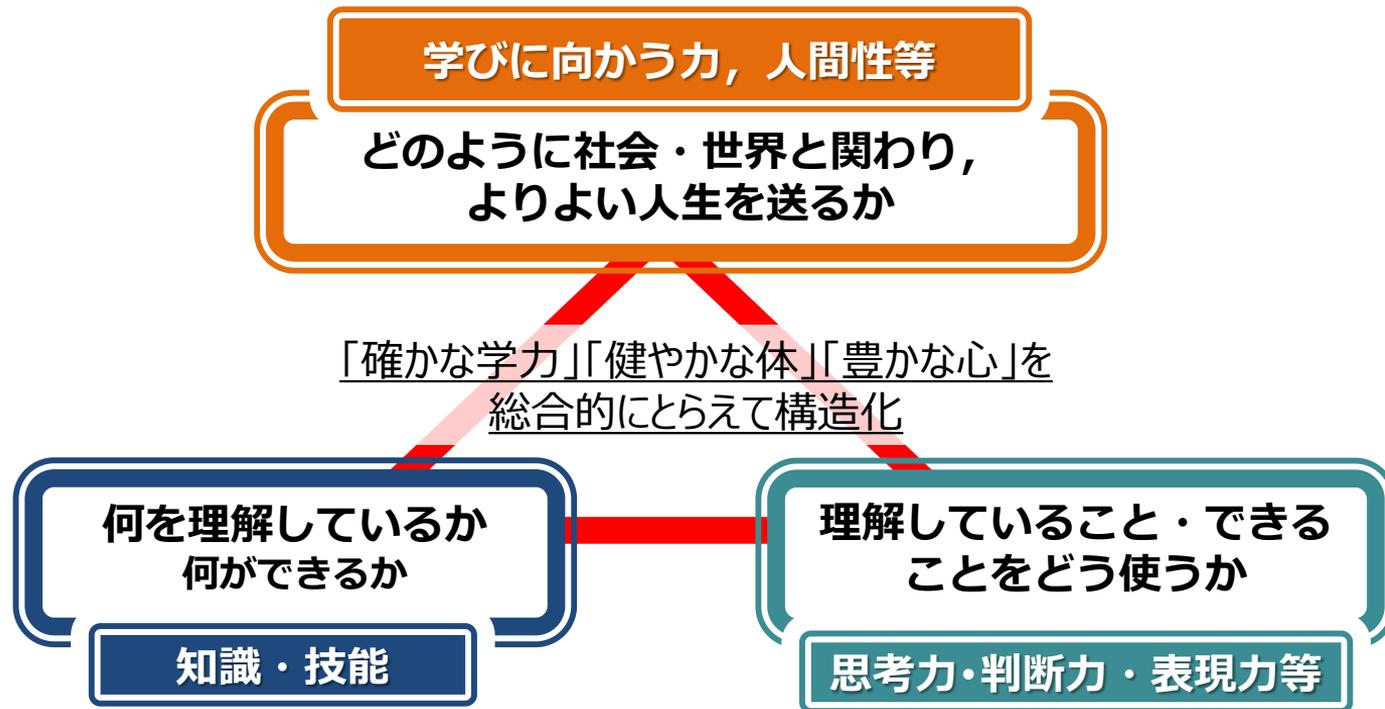


※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、
そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

平成28年12月21日 中央教育審議会

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」

育成を目指す資質・能力の三つの柱



※ 職業教科では「知識・技術」

職業教科の高等学校学習指導要の改訂のポイント

- 産業界で必要とされる資質・能力を見据え、産業教育において育成を目指す資質・能力を三つの柱に沿って整理
- 地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の視点から各教科の教育内容を改善

1 教科・科目の全体構成

- 専門性の基礎・基本を一層重視するとともに、専門分野に関する知識と技術の定着を図る観点から科目の構成や内容の改善を図り、平成21年改訂の8教科188科目から**8教科186科目で構成**。〔農業：30→30 工業：61→59 商業：20→20 水産：22→22 家庭：20→21 看護：13→13 情報：13→12 福祉：9→9〕
- 職業に関する各学科における原則履修科目は、平成21年改訂と同様、各教科の基礎的科目と課題研究等の2科目。

2 資質・能力の明確化

- 産業界で必要とされる**資質・能力**を見据え、各教科・科目の目標について、「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の**三つの柱に沿って整理**。
- 資質・能力を構成する要素のうち、「倫理観」、「合理性」等は重要な要素として平成21年改訂に引き続き明示するとともに、「**職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学ぶ**」、「**産業の振興や社会貢献**」、「**協働的に取り組む**」ことについて新たに明示。

3 学習内容の改善・充実

- 地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、**持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応**の視点から各教科の学習内容を改善。また、経営に関する指導を充実。
- 産業界で求められる人材を育成するため、「**船舶工学**」（工業）、「**観光ビジネス**」（商業）、「**総合調理実習**」（家庭）、「**情報セキュリティ**」（情報）、「**メディアとサービス**」（情報）を新設。

4 各教科共通の記載事項

- 働くことの社会的意義や役割、現在の社会や産業全体が抱える課題の理解、職業人に求められる倫理観の育成などについて、各教科で指導すべき**「共通の内容」として各教科の原則履修科目（基礎的科目）に位置付け**。
- ①**主体的・対話的で深い学びの実現**、②障害のある生徒などに対する指導上の工夫、③言語活動の充実について、新たに各教科共通として記述。
- ①地域や産業界等との連携による実践的な学習活動等の実施、②総授業時数の10分の5以上の実験・実習への配当（商業を除く）、③実験・実習の際の安全への配慮や事故防止の指導、④学習の効果を高めるためのコンピュータや情報通信ネットワークの活用に係る規定について、平成21年度改訂と同様、各教科共通として記述。

教科「農業」の改訂のポイント

1. 改訂の基本的な考え方

- 安定的な食料生産の必要性や農業のグローバル化への対応など農業を取り巻く社会的環境の変化を踏まえ、農業や農業関連産業を通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実。

教科「農業」の改訂のポイント

2 学習内容の改善・充実

(1) 持続可能で多様な環境に対応した学習を充実

- ・「農業と環境」で学習していた農業と環境の関係性について、持続可能で多様な環境に対応するよう新たに「栽培と環境」、「飼育と環境」と分類整理

(2) 経営感覚の醸成を図る学習を充実

- ・「農業経営」、「食品流通」でマーケティングに関する学習内容を充実
- ・「作物」、「野菜」、「果樹」、「草花」、「畜産」などにおいて、起業や六次産業化に関わる内容を扱うことを明記

(3) 安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した学習を一層充実

- ・「農業と環境」、「総合実習」、「作物」、「野菜」、「果樹」、「草花」、「畜産」、「食品製造」などの科目において、GAPやHACCPに関する学習内容を充実
- ・「微生物利用」で学習していた安全・安心な食品関係の学習内容を更に充実するよう「食品微生物」に名称変更。

(4) 農業のもつ多面的な特質を学習内容とした地域資源に関する学習を充実

- ・「グリーンライフ」で学習していた農業・農村のもつ多面的な特質（地域振興や文化の伝承など）を学習内容とした地域資源に関する学習の充実を図る視点で整理し、「地域資源活用」に名称変更。

3 学習指導の改善・充実

(1) 生徒による主体的・計画的な農業学習の一層の充実のため、『プロジェクト学習』を関係する科目の導入部分に設定

(2) 地域や産業界，農業関連機関等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用した学習活動の充実

教科「農業」の目標の改善

今回の改訂において、教科目標について、各教科共通に以下の点を改善

- ◎ 実践的・体験的な学習活動を通じて資質・能力を育成することを明確化
- ◎ 職業人に求められる倫理観に関する指導の充実
- ◎ 社会貢献や協働について新たに明示

職業教育に共通する目標の考え方

※中央教育審議会答申（平成28年12月）より抜粋

職業に関する各教科の「見方・考え方」を働かせ、**実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して**、社会を支え産業の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各職業分野について（社会的意義や役割を含め）体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付ける。
- (2) 各職業分野に関する課題（持続可能な社会の構築、グローバル化・少子高齢化への対応等）を発見し、**職業人に求められる倫理観**を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や**社会貢献**に主体的かつ**協働的に取り組む**態度を養う。

教科「農業」の目標

※高等学校学習指導要領（平成30年告示）

農業の見方・考え方を働かせ、**実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して**、農業や農産物の農業関連産業を通じ、地域や社会で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 農業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 農業に関する課題を発見し、**職業人に求められる倫理観**を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や**社会貢献**に主体的かつ**協働的に取り組む**態度を養う。

主体的・対話的で深い学びの実現について

高等学校学習指導要領 第1章 総則 第3款 1 (1)

第1款の3の(1)から(3)*までに示すことが偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、**生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。**

特に、各教科・科目等において身に付けた知識及び技能を活用したり、思考力、判断力、表現力等や学びに向かう力、人間性等を發揮させたりして、学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科・科目等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方（以下「見方・考え方」という。）が鍛えられていくことに留意し、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、**知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすること**に向かう過程を重視した学習の充実を図ること。

※ 第1款の3 (1) から (3)

(1) 知識及び技能が習得されるようにすること。(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること。

第3章 主として専門学科において開設される各教科 第1節農業 第3款 1 (1)

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、**生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。**その際、農業の見方・考え方を働かせ、安定的な食料生産と環境保全及び資源活用の視点で捉え、持続可能で創造的な農業や地域振興と関連付けるなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

農業の見方・考え方（高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説【農業編】より）

「農業や農業関連産業に関する事象を、安定的な食料生産と環境保全及び資源活用等の視点で捉え、持続可能で創造的な農業や地域振興と関連付けること」

2 学習評価の改善の基本的な考え方

学習評価に関する検討の経緯と参考資料

●平成28年12月21日 中央教育審議会答申

「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」

答申



●平成31年1月21日 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会報告

「児童生徒の学習評価の在り方について」

報告



●平成31年3月29日 文部科学省初等中等教育局長通知

「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録等の改善等について」

改善等通知

【国立教育政策研究所参考資料】

○令和1年6月 学習評価の在り方ハンドブック

○令和2年3月 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（小・中学校）

○令和3年8月 「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（高等学校版）



指導と評価の一体化

学習指導要領の総則において指導と評価の一体化の必要性が明確化された

平成30年改訂高等学校学習指導要領 第1章 総則 第3款 教育課程の実施と学習評価

2 学習評価の充実

学習評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。
- (2) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

生徒の学習状況を適切に評価し、評価を指導の改善に生かすという視点を一層重視し、教師が指導の過程や評価方法を見直して、より効果的な指導が行えるよう、指導の在り方について工夫改善を図っていくことが重要

各観点の評価 – どのように見取るか –

【知識・技術】

「知識・技能」の評価は、各教科等における学習の過程を通じた**知識及び技能の習得状況**について評価を行うとともに、それらを既存の知識及び技能と関連付けたり活用したりする中で、他の学習や生活の場面でも活用できる程度に**概念等を理解したり、技能を習得したりしているか**を評価します。

- ペーパーテストにおいて、事実的な知識の習得を問う問題と、知識の概念的な理解を問う問題とのバランスに配慮する
- 実際に知識や技術を用いる場面を設ける
 - ・生徒が文章による説明を行う
 - ・各教科等の内容の特質に応じて、観察・実験を行う
 - ・（現象について）生徒が式やグラフを用いて表現する など

【思考・判断・表現】

「思考・判断・表現」の評価は、各教科等の**知識及び技能を活用して課題を解決する等のために必要な**思考力、判断力、表現力等を身に付けているかどうかを評価します。

- ペーパーテストのみによらない論述やレポートの作成
- 発表、グループでの話し合い
- 作品の制作や表現等
- ポートフォリオの活用 など

【主体的に学習に取り組む態度】

「主体的に学習に取り組む態度」の評価は、知識及び技能を獲得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりするために、自らの学習状況を把握し、学習の進め方について**試行錯誤するなど自らの学習を調整しながら、学ぼうとしているか**どうかという意志的な側面を評価します。

- ノートやレポート等における記述
- 授業中の発言
- 教師による行動観察
- 生徒による自己評価や相互評価等の状況 など

3 学習評価の進め方

評価規準作成の流れ –科目「農業環境」を例として–

1 農業科の目標と改善等通知の評価の観点の趣旨との関係性を確認する

教科「農業」

教科の目標	
(1)	農業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
(2)	農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
(3)	職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

観点	評価の観点の趣旨
知識・技術	農業の各分野について体系的・系統的に 理解している とともに、関連する技術を 身に付けている 。
思考・判断・表現	農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を 身に付けている 。
主体的に学習に取り組む態度	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を 身に付けている 。

2 科目の目標に対する評価の観点の趣旨を設定する

科目「農業と環境」

科目の目標	
(1)	農業と環境について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
(2)	農業と環境に関する課題を発見し、農業や農業関連産業に携わる者として合理的かつ創造的に解決する力を養う。
(3)	農業と環境について基礎的な知識と技術が農業の各分野で活用できるよう自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

観点	評価の観点の趣旨(例)
知識・技術	農業と環境について体系的・系統的に 理解している とともに、関連する技術を身に付けている。
思考・判断・表現	農業と環境に関する課題を 発見し 、農業や農業関連産業に携わる者として合理的かつ創造的に解決する力を 身に付けている 。
主体的に学習に取り組む態度	農業と環境について基礎的な知識と技術が農業の各分野で活用できるよう自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を 身に付けている 。

○ 科目の目標に対する「評価の観点の趣旨」は、各学校において作成する

評価規準作成の流れ –科目「農業環境」を例として–

3 単元の目標を作成する

- 学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を踏まえて作成する。
- 生徒の実態、前単元までの学習状況等を踏まえて作成する。

学習指導要領解説 科目「農業と環境」	
2 内容〔指導項目〕	
(2)	暮らしと農業
身に付けるべき事項	
①	暮らしと農業との関係について 理解 するとともに、関連する技術を身に 付ける こと。
②	暮らしと農業に関する課題を 発見 し、科学的な根拠などに基づいて 創造的に解決 すること。
③	暮らしと農業について自ら学び、主体的かつ協働的に 取り組む こと。

単元設定
目標作成

単元（例）※	
暮らしと農業	
単元の目標（例）	
(1)	農業と自然環境、地域環境の関係について 理解 するとともに、関連する技術を 身に付ける 。
(2)	食料生産と環境保全に関する課題を 発見 し、科学的根拠に基づいて 創造的に解決 する。
(3)	農業と環境や人間生活との関わりについて自ら学び、主体的かつ協働的に 取り組む 。

※ 単元を構成する際には、〔指導項目〕を小項目ごと等、幾つかに分割して単元とする場合や、〔指導項目〕をそのまま単元とする場合、幾つかの〔指導項目〕を組み合わせる場合など、様々な場合が考えられる。
ここでは、〔指導項目〕をそのまま単元として例示した。

評価規準作成の流れ –科目「農業環境」を例として–

4 単元の評価規準を作成する

単元：暮らしと農業（例）

単元の目標（例）

(1)	農業と自然環境，地域環境の関係について 理解 するとともに，関連する技術を 身に付ける 。
(2)	食料生産と環境保全に関する課題を 発見 し，科学的根拠に基づいて 創造的に解決 する。
(3)	農業と環境や人間生活との関わりについて自ら学び，主体的かつ協働的に 取り組む 。

観点

単元の評価規準（例）

知識 技術	農業と自然環境，地域環境の関係について 理解 しているとともに，関連する技術を身に付けている。
思考 判断 表現	食料生産と環境保全に関する課題を 発見 し，科学的根拠に基づいて 創造的に解決 している。
主体的に学習に 取り組む態度	農業と環境や人間生活との関わりについて自ら学び，主体的かつ協働的に 取り組もう としている。

5 「指導と評価の計画」を作成する

学習評価を行う上での留意事項

学校全体としての組織的かつ計画的な取組

教師の勤務負担軽減を図りながら学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、学校全体としての組織的かつ計画的な取組を行うことが重要。

※ 例えば以下の取組が考えられる。

- ・教師同士での評価規準や評価方法の検討、明確化
- ・評価結果の検討等を通じた教師の力量の向上

- ・実践事例の蓄積・共有
- ・校内組織（学年会や教科等部会等）の活用

評価の方針等の生徒との共有

学習評価の妥当性や信頼性を高めるとともに、生徒自身に学習の見通しをもたせるため、学習評価の方針を事前に生徒と共有する場面を必要に応じて設ける。

観点別学習状況の評価を行う場面の精選

観点別学習状況の評価に係る記録は、毎回の授業ではなく、単元や題材などの内容や時間のまとまりごとに行うなど、評価場面を精選する。

※ 日々の授業における生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要。

外部試験や検定等の学習評価への利用

外部試験や検定等（高校生のための学びの基礎診断の認定を受けた測定ツールなど）の結果を、指導や評価の改善につなげることも重要。

※ 外部試験や検定等は、学習指導要領の目標に準拠したものでない場合や内容を網羅的に扱うものでない場合があることから、教師が行う学習評価の補完材料であることに十分留意が必要であること。

（外部試験等の結果そのものをもって教師の評価に代えることは適切ではない）

おわりに

- 1 新しい時代に必要となる資質・能力の育成
 - 学習指導要領に示されている内容の理解
 - 地域の実態や産業界の動向の把握
 - 各学校各学科の目標の明確化
- 2 指導の充実・改善
 - 主体的・対話的で深い学びの実現
 - 授業や指導計画の改善に生かすための学習評価

新学習指導要領の改訂のポイントと学習評価 (高等学校 専門教科「農業」)

文部科学省初等中等教育局
参事官(高等学校担当)付 産業教育振興室
教科調査官 鈴木 憲治